

(別紙様式2)

耐用年数例
財産管理台帳

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	補助金返還額	
			看板			円	円	H25.3.30	3	H28.3.29				
			簡易建物	ルーフィング又は トタン葺					10					
			木骨モルタル建物						15					
			机・イス	主として金属製以外					8					
			事務机・イス	主として金属製					15					
			給排水、衛生、 ガス設備						15					
			電気冷蔵庫						6					
			特殊自動車						5					
			農業用機械・装置						7					
			コンクリート水路・樹	鉄筋、無筋					17					
			積ブロック						30					
			擁壁	無筋コンクリート					30					
			アスファルト舗装						10					
			コンクリート舗装						15					
			バルブ類	金属・合成樹脂製					7					
			植栽工	低・中・高木					20					
			太陽光発電	太陽光発電システム					17					
			わら芝・野芝						8					

※地域の夢推進費補助金交付要綱 第19条

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、県民局長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。